

令和2年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和2年9月2日（水曜日）

議事日程第1号

令和2年9月2日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第52号 専決処分事項の報告について
(令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号）)
- 第5 議案第53号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第54号 八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第55号 能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について
- 第8 議案第56号 令和2年度八峰町一般会計補正予算（第4号）
- 第9 議案第57号 令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第58号 令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第59号 令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第12 発議第8号 決算特別委員会の設置について
- 第13 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第14 議案第60号 令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第61号 令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第62号 令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

- 第17 議案第63号 令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第64号 令和元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第65号 令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第66号 令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第67号 令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第68号 令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第69号 令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第70号 令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 陳情第4号 日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択について
- 第26 陳情第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 第27 陳情第7号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 森田 新一郎	副町長 日沼 一之
教育長 川尻 茂樹	総務課長 和平 勇人

税務会計課長	今井利宏	企画財政課長	高杉泰治
福祉保健課長	堀江広智	教育次長	山本節雄
産業振興課長	成田拓也	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	工藤善美
生涯学習課長	山本望	学校給食センター所長	田村高夫
あきた白神体験センター所長	山内章	防災まちづくり室長	内山直光
新型コロナウイルス対策室長	石上義久		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和2年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。芹田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（芹田正嗣君） おはようございます。議会運営委員会委員長の芹田でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月27日、議会運営委員会を開催し、8月11日付けで議長から諮問のあった令和2年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議をいたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から11日までの10日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定をいたしました。

なお、本議会上程の陳情及び付託中の請願、陳情について、採択となった場合は意見書の提出や決議が必要となることから、意見書の提出の発議を議会最終日の日程に追加することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長（門脇直樹君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から11日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの10日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

- 町長（森田新一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和2年9月8日八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月8日夜から9日昼前にかけての大雨について報告いたします。

8月8日午後4時、秋田地方気象台から8日夜から局地的に1時間に50mmの激しい雨が降るといふ気象情報が発表され、その後、雷を伴った断続的に非常に激しい雨が降り、土砂災害等の危険が高まったことから、午後10時に「八峰町災害対策連絡部」を設置し警戒にあたりました。9日午前3時23分には、大雨警報と土砂災害警戒情報が発表され、降り始めからの総雨量が75mmとなったことから、午前6時に職員による河川及び道路等のパトロールを実施しましたが、幸い被害は確認されませんでした。

「災害対策連絡部」については、雨が小康状態となり河川の水位が下がったことから、午前10時30分をもって廃止しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症」について申し上げます。

世界においては現在も急速に感染が拡大中であり、8月30日現在、世界の感染者数は

2,500万人以上、死者数は84万人以上となっています。

我が国においては、4月に国の「緊急事態宣言」が発出され、マスクの着用や手洗いの励行をはじめ、不要不急の外出や県境をまたぐ移動や、いわゆる「3密」の可能性のある施設の営業などを自粛する取り組みにより、流行が収束に向かっているように感じておりました。しかしながら、5月25日に全ての都道府県の「緊急事態宣言」が解除され、また6月19日からは県境をまたぐ移動の自粛要請が全面解除となり、ヒトの動きが活発化してからは、1週間ごとに新たな感染者が2倍程度に増えていくという状況が続き、7月下旬からは毎日1,000人以上の方々の新たな感染が確認されるようになり、現在は少し落ち着いてきているように思えますが、それでも4月から5月にかけてのピークよりも多く、「第1波」よりもはるかに高い「第2波」が到来していると認識しています。

八峰町におきましては、国や県の動きを見据えながら、節目節目に「新型コロナウイルス対策本部」会議を開催し、町民への感染リスクをできるだけ少なくすることを第一に、マスクの着用や手洗いの励行、社会的距離や3密回避などをお願いするとともに、役場職員にも、役場職員関係者から町民の皆様へ感染させないという強い考え方に立って、首都圏等感染が拡大している地域との不要不急な往来自粛や移動届の提出、往来があった場合の1週間の自宅待機などを申し合わせております。特に、能代保健所管内で初めての感染者が確認された8月7日からは、「新型コロナウイルスが能代山本管内に存在する」という認識を持って、個人個人の感染予防対策のレベルを最大限に引き上げるよう求めたところであります。

また、8月21日、秋田県と県内25市町村とが新型コロナウイルスへの対応を協議する初めての会議が開催されました。私は、県と市町村が同じ方向を向いて感染防止対策を進めていくことが大切であると考えていましたので、大変良かったと思っています。町の対策本部会議において私から職員へその状況を報告しながら、これまで申し合わせた事項の徹底をお願いいたしました。

いずれにいたしましても、全国における新たな感染者の動向や県境をまたぐヒトの移動、経済活動とのバランスを図る取り組みなどを勘案すれば、感染者数がいまだゼロという八峰町であっても何が起きても不思議でない状況にあり、町民の皆様へ感染予防対策の徹底をお願いしながら、引き続き一人の感染者も出さないよう、全力で取り組んでまいります。

なお、こうした状況の変化を踏まえ、高齢者が多く集まる戦没者追悼式や敬老式、町民グランドゴルフ大会、9月以降の検診については中止することといたしました。

次に、「新型コロナウイルス感染症」の影響に対する経済対策について申し上げます。はじめに、特別定額給付金事業について申し上げます。

オンライン申請については5月9日から受付、また郵送による申請については5月12日に申請書類を発送しておりましたが、8月14日をもって申請受付を終了いたしました。

対象世帯数3,067世帯のうち、3,059世帯へ6億9,390万円を給付いたしました。残念ながら、8世帯、10人の方には給付することができませんでした。

次に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」について申し上げます。」

国では、新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取り組みを支援するため、地域の実情に応じて事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図る観点から、第2次補正予算を追加計上いたしました。

本町においても、事業継続臨時交付金の追加補正を7月8日付けで専決処分させていただいたほか、今定例会に感染症防止対策や雇用維持対策、経済支援対策などの関連事業を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、町営診療所の常勤医師の確保について申し上げます。

10月1日から、ジェイコー秋田病院前院長の石岡隆先生を八峰町営診療所の常勤医師として採用することとなりました。診療日は火曜日から金曜日の週4日間、診療時間は午前9時から12時、午後1時30分から5時15分、ただし火曜日と木曜日は、午後1時30分から2時30分まで埴川分院で診療となっています。

今後は、八峰町民の皆様の病気の相談や診察など、八峰町民の健康を守るため、大いに活躍していただくことを期待しているところであります。

なお、本定例会に関連予算及び条例改正案を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「地域公共交通」について申し上げます。

交通弱者にとって必要な地域公共交通を実現するため、地域内巡回バスを運行することとし、今年度中の試行運転を目指しております。

当初の計画では、例年4月下旬に開催している行政協力員会議において、高齢者を対象としたアンケート調査の配布及び回収をお願いし、また、関係機関との協議を重ねな

がら進める予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催することができず、7月15日に開催しました行政協力員会議において、配布及び回収のご協力をお願いいたしました。

また、8月27日に開催した「八峰町地域公共交通会議」において、昨年度、庁内にワーキンググループを設置して検討した新しい地域公共交通システムのたたき台を情報提供したところ、新しいシステムについては、この地域公共交通会議で検討すべきということになり、私としては、国の機関の秋田運輸支局や能代河川国道事務所をはじめ、山本地域振興局、能代警察署、住民及び利用者代表、さらには利害調整を図る必要があるバス事業者などで構成するこの会議において、実現に向けての課題や問題に対するご意見をいただけることは願ってもないことであり、大変良かったと思っています。

当初のスケジュールからは遅れておりますが、今年度中に試行運転できるよう、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

なお、アンケートの結果につきましては、まとまり次第お知らせいたします。

次に、中浜地区中心地整備事業アンケートについて申し上げます。

7月22日現在で対象とした20歳から40歳の住民899名のうち、8月25日現在で48.6%に当たる437名から回答をいただきました。集計結果の詳細は後日ご報告いたしますが、「津波の浸水が想定されるような地域には住みたくない」と答えた方が253名、57.9%、「津波の浸水が想定されるような地域であっても、避難対策がとられていれば住んでもいい」と答えた方が117名、26.8%となっています。地区別に見ますと、峰浜地区では、「住みたくない」と答えた方が159名、67.7%、「住んでもいい」と答えた方が38名、16.2%となっており、八森地区では、「住みたくない」と答えた方が94名、46.5%、「住んでもいい」と答えた方が79名、39.1%となっています。

今回のアンケート調査は、津波リスクに対する若者たちの意識を知りたいということで実施しましたが、中浜地区中心地整備事業については、もう少し熟慮したいと考えております。

次に、日本郵便株式会社との包括連携協定締結について申し上げます。

8月28日、日本郵便株式会社との包括連携協定締結式を行いました。この協定は、町と日本郵便株式会社とが、それぞれの人的・物的資源を有効に活用し、住民サービスの向上や地域活性化に資することを目的に締結したものであります。具体的には、災害発生時における緊急車両の提供や被災情報などの相互提供、郵便局ネットワークを活用し

た広報活動に加え、高齢者や子ども等の見守り活動、道路損傷や不法投棄の情報提供などであります。

日本郵便株式会社とは、これまでも災害時の円滑な対応のための相互協力を行っているほか、証明書類等のワンストップサービスを通じて地域住民の利便性向上にもご協力いただいております。今回の協定締結を機に、より一層の連携強化が図られ、様々な分野の住民サービスの向上に繋がっていくものと期待しています。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

7月18日、八森地区海岸の一斉清掃を実施いたしました。早朝からの作業にもかかわらず、全体で391名の町民の方々からご協力いただきました。

集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが500袋で約2,990kg、缶類などの不燃ごみが230袋で約150kg、その他、粗大ごみや家電など4t車1台分のごみが拾い集められました。ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤなど不法投棄されたものもありました。引き続きモラルの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

次に、観光イベント等について申し上げます。

今年の夏の観光イベントについては、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年行われていた「あわびの里づくりまつり」をはじめ、「白爆神社のみこしの滝浴び」、「石川駒踊り」、「ポンポコ山音楽祭」などが中止され、これまでにない寂しい夏となりました。

こうした中、中止を決定していた「雄島花火大会」が8月14日にサプライズ実施され、地域に元気を届けてくれました。開催にご尽力されました「中浜ひとつ森会」の皆様にご感謝申し上げます。

また、毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸海開きは、7月10日、岩館海浜プールにて安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故と多くの海水浴客でにぎわうことを関係者とともに祈願しました。

今年は、新型コロナウイルス感染対策を呼びかける看板を岩館海浜プールに設置したほか、感染リスクを考慮して温水シャワーを使用中止といたしました。シーズン中に大きな事故がなく終えることができたのも、警察や消防、交通指導隊、防犯関係者など、多くの関係者のご尽力のおかげと深く感謝申し上げます。

また、海浜プールをはじめ、海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも

厚くお礼申し上げます。

御所の台オートキャンプ場の利用者数は、7月は前年に比べ1割程度の増加となりましたが、8月は、週末の天候が芳しくなかったことや新型コロナウイルス感染症の影響などから、前年比で半減という結果となりました。今後、宿泊助成等各種キャンペーンを行いながら、自然豊かな八峰町の魅力を情報発信し、誘客促進に努めてまいります。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

通算で13回目となる今回は、プレミアム率は昨年同様の20%とし、額面6,000円の商品券を1冊5,000円で1万セット販売しております。購入限度額は、1人6冊までの3万円とし、昨年につき、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて、1世帯当たり3万円まで追加購入できる優遇措置を実施しており、大変好評を得ております。

販売開始から8月18日までで、商品券は8,144冊販売され、消化率は81%となっており、昨年同期と比べて、冊数で2,569冊、消化率で25.7%の増加となっています。また、予約分を含めた消化率は95%を超えており、これまでにない好調な売れ行きとなっておりますが、事業主体である白神八峰商工会とともに、早期完売に努めてまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の水稲の作柄概況についてですが、東北農政局秋田県拠点は、8月15日現在の作柄概況を8月28日に発表しました。秋田県は昨年につき「やや良」となり、地域別でも県北・中央・県南全てで「やや良」と見込まれております。

今年の生育状況は、田植え以降おおむね天候に恵まれ、初期生育が良好であったこと等から穂数はやや多く、1穂当たりもみ数はやや少ないものの、全もみ数はやや多いと見込まれております。また、登熟は、出穂後の気温が平年を上回って経過し、順調に推移していると思われることから、「平年並み」と見込まれています。

今年は、冬があまりにも暖冬であったことから、田植えなど春作業時期の水不足を大変心配しておりましたが、耕起や代掻きなどが若干遅れ気味だった以外は順調に進み、その後も比較的天候に恵まれたことから順調に生育してきたところであり、このまま無事に収穫期を迎えられるよう願っているところであります。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

はじめに、峰浜地区統合子ども園建設工事の状況について申し上げます。

園舎工事については、6月25日に完成検査を行い、26日に引き渡しを受けております。外構工事については、6月10日から着工し、9月18日までの工期で実施しており、8月

末時点の進捗率は90%となっています。

また、10月からの開園に当たり、10月3日に峰浜ポンポコ子ども園落成式を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、スポーツイベントについて報告いたします。

7月26日と8月2日に「第15回八峰町民野球大会」を開催いたしました。大会実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症予防のガイドラインを作成し、ソーシャルディスタンスの確保や用具の消毒の徹底などを各チームに周知したほか、開会式や始球式、ホームラン競争の実施を見送るなど、規模を縮小して開催いたしました。

大会には、例年よりも若干少ない15チームの参加申し込みがありました。決勝戦は沼田マリーンズとプリンス目名潟の試合となり、昨年の王者、プリンス目名潟に対し、平成29年以来の優勝を狙う沼田マリーンズは連戦の疲れを感じさせない五角の戦いを繰り広げましたが、攻守に勝るプリンス目名潟が5対2で勝利し、見事三連覇を成し遂げました。

両日とも、厳しい暑さにもかかわらず、本大会の運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に心から御礼を申し上げます

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

7月に開催された「第40回全日本学童軟式野球秋田県大会山本郡予選大会」において、八森ブルーウェーブが予選3試合を全てコールドゲームで勝利し、10月3日より長沼球場などを会場に開催される全県大会への出場を決めました。

また、8月に開催された「第35回学童新人野球大会山本郡予選」において、峰浜スピリッツが予選2試合を逆転で制して見事優勝を飾り、9月12日より横手市で開催される全県大会への出場を決めました。

このコロナ禍において、地域に元気と希望を与えてくれた両チームの選手の皆さんに感謝を申し上げますとともに、全県大会においても、郡予選大会で見せた堅守と猛打を発揮し、さらに活躍されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第52号「専決処分事項の報告について」は、令和2年度八峰町一般会計補正予算(第3号)の専決処分報告で、既定額に1,004万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を70億2,276万2,000円とするものであり、内容は、事業継続臨時交付金の申請者数が見込みを上回ったことによる追加補正であります。

議案第53号「八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、町営診療所に常勤医師を採用するに当たり、合意した報酬月額を支給するため、条例改正するものであります。

議案第54号「八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、普通財産を定住移住対策等の地域活性化事業に活用できるよう、条例改正するものであります。

議案第55号「能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について」は、能代市及び藤里町が令和3年3月31日をもって能代市山本郡養護老人ホーム組合を脱退することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び当該組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号「令和2年度八峰町一般会計補正予算(第4号)」は、4億5,100万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を74億7,376万9,000円とするもので、主な歳出は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業による感染拡大防止対策、経済支援対策及び強靱化対策に係る経費の追加であります。

議案第57号「令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)」は、6,924万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を13億5,289万2,000円とするもので、過年度精算による償還金や一般会計繰出金などの追加であります。

議案第58号「令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)」は、59万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を429万1,000円とするもので、一般会計繰出金の追加であります。

議案第59号「令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)」は、588万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,056万1,000円とするもので、歳出の主なものは、常勤医師の採用による人件費の組み替えのほか、新型コロナウイルス感染症対策費の追加であります。

議案第60号「令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について」は、令和元年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第61号から議案第70号までの各案件は、令和元年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

報告第3号は、令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報

告であります。

報告第4号は、令和元年度簡易水道事業特別会計における継続費の精算報告であります。

報告第5号は、令和元年度公共下水道事業特別会計における継続費の精算報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は19議案で、報告件数は3件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第52号、専決処分事項の報告について（令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、専決処分事項の報告についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森田 新一郎

次のページをお開きください。

専決処分第6号

専決処分書でございます。

令和2年度八峰町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,004万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,276万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正理由について、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

6・7ページをお願いします。

まず歳入ですが、19款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の町の経済支援対策事業として6月補正予算に計上しました事業継続臨時交付金の申請者数が当初見込みより多く、予算が不足する状況でありましたことから追加計上する事業費分を財源化するもので、1,004万2,000円を増額補正するも

のでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8・9ページをお願いします。

7款商工費1項商工費2目商工振興費につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしました事業継続臨時交付金に係る事業でございます。

11節役務費につきましては、振込通知書等に送付する際の郵送代、そして交付金を振り込む際の口座振込手数料など給付に係る事務費を計上しております。

18節負担金補助及び交付金につきましては、1,000万円を計上いたしており、事業費全体としまして1,004万2,000円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この交付金については非常にありがたい話だなと思っていますけれども、町内の事業所の数とですね、今回申請したその事業所の交付金を受けた事業所の数、その点分かったら報告してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

20%以上の影響があったという所が185件、15%から20%未満の影響ということで給付を受けた方8件、合計193件ございました。

（「全体の事業所の数」と呼ぶ者あり）

○副町長（日沼一之君） ああ、事業所数全体ね。

○2番（山本優人君） 事業所の数が分がんね。

○副町長（日沼一之君） 全部調査したわけでないですけども、見込みとしては最初150件分を想定しました。多いです。だから2回目給付が非常に申請者数が多かったので、さらに1,000万円、50件分追加してこの補正を組んだわけです。だからトータルで事業数いくらというのは、まず今詳しくは産業課長の方にお答えできるかもしれませんが、今全体の事業所数といくらというのは、見込みで見えていますので、しっかりした数は今私の方には持ってません。あくまでも実績だけの数でございます。

○議長（門脇直樹君） 成田産業振興課長、後で全体数を山本議員に報告してください。今資料持ってねえ。

ほかに質疑ありませんか。4番 腰山良悦君。

○4番（腰山良悦君） 今回支給受けた中身ですけれども、業種別に分かっておりましてから教えていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの4番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

業種別支給の中身でございますが、後でまず資料の方も出したいと思いますが、一番多かったのが建設・建築、これが35件、それから2番目が漁業33件、3番目がサービス業31件、産直の関係が23件、飲食業が16件、まあ等々で193件と、こういう実績です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第53号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第53号を説明いたします。

議案第53号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森田 新一郎

提案理由です。新たに常勤医師を任命するに当たって、一般職医師の給料表の改定が

必要となるため、提案するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、医師給料表に2級101号俸、月額125万円を追加するものでございます。

条例改正の経緯等につきましては、総務課提出議案説明資料をご覧くださいながら説明させていただきます。

1、報酬決定の経緯について説明いたします。

このたび、町営診療所の常勤医師として前ジェイコー秋田病院前院長の石岡隆先生を採用することとなりました。先生と勤務条件等について交渉した結果、週4日のパートタイム勤務を希望されました。これまで町がホームページ上で募集してきた一般職医師の給与提示額は年額1,800万円でしたので、フルタイム勤務の日数で割り落とし、年額を1,440万円とすることで合意いたしました。

2、報酬月額について説明いたします。

会計年度任用職員である医師の報酬月額は、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職医師の給与表に準拠して定めることとしております。ただしこれには例外があり、資料の箱書きのとおり、条例第30条において、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める場合には別途報酬月額を定めることができるとしております。また、その具体的運用につきましては、条例施行規則第27条において、高度の専門的な知識経験を有する者又は優れた識見を有する者及び語学指導等を行うために採用された者に適用されるものとされており、石岡先生は高度の専門的な知識経験を有する者に該当すると考えております。

同条第1項第2号及び第3号では、報酬月額を別途定める場合において、一般職医師の給与表に定める給料月額を超えない範囲で定めることが規定されております。石岡先生と合意にした報酬年額1,440万円を支給するための報酬月額を算定しますと、資料2ページに記載の算定式から100万円となります。

3、条例改正の要否の判定について説明いたします。

先ほどの算定式により、石岡先生の報酬月額は100万円となりますが、2の項で説明しましたとおり、この金額が一般職医師の給与表に定める給料月額を超えない範囲であるか判定する必要があります。石岡先生の報酬月額100万円は、週4日勤務として算定した

ものですので、フルタイム勤務の一般職医師の給与と比較するためには勤務日数で換算する必要があります。その結果は、資料記載のとおり125万円となり、現在の医師給与表の最高額2級105号俸、105万7,800円を上回っておりますので、給与表の改正が必要となります。

これが条例改正の経緯でございます。

なお、石岡先生の報酬月額については、町との合意に基づき、現行の給与表を超える額を定めるものであり、人事院勧告による給与表改定の影響を受けないため、報酬の引き上げは考えておりません。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番皆川鉄也君。

○11番(皆川鉄也君) 何度も「合意した」という言葉が出てまいりますけれども、石岡先生と協議しながらこの額については決定したということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長(門脇直樹君) ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長(森田新一郎君) 報酬だけでなく、様々な診療所にも来ていただいて、いろんな部分を見ていただいて、こういう部分が欲しいということも含めて相談して協議して合意したものであります。

○議長(門脇直樹君) ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番(皆川鉄也君) 前にも申し上げたと思うんですが、まあしばらくぶりの常勤の先生でありますから、やはり合意した内容をですね、まあ決してこう裏切らないような、そういう条件をですね是非満たしてやって、いくらかでも長く続けてもらえれば町民の皆さんも安心するのかなというぐあいに思いますし、今、コロナの方でいろんな健診等が中止になるというような話も聞いておりますので、先生の業務もきっと多忙になるんじゃないかなということも予想されますので、是非いろんな面を考慮しながらですね、この後長く継続して勤務していただけるようなそういう条件を是非作り上げていただければというぐあいに強く思いますので、この先もですねよろしくひとつお願いをしたいなというぐあいに思いますので、もし町長に何か考えありましたらよろしく願います。

○議長(門脇直樹君) 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私も全く同じ考えで、長く、できるだけ長く勤めていただいて、八峰町民の皆さんの健康を守っていただきたいと。で、その部分については、彼とはもう何十年來のお付き合いですので、いろんな問題についてお互いフランクに話し合える関係でありますから、今、皆川議員が言われた部分も含めながら、話し合いながら、よりよい診療所環境づくりに向けて頑張っていきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 秋元先生が常勤になった時の報酬が、これ1,800万円だったということなんですか。それをこうパート勤務ということで、これを時間割、月割ということでこの金額が出たのか、ちょっと私、最初の所ちょっとあまりよく分かりませんでしたので。それで、これは契約、何年契約っていう契約を結んでるんでしょうか。その辺の所と、前、秋元先生と何かこう、当局とあまりこう交流がなかったというか、役場にもあまり足をこう運んでいただけなかったとか、こういろいろありますので、診療以外にもいろんなその保健の指導とかそういうふうなものにもこう携わっていただけるのかどうか、その辺の所をちょっと伺いたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

報酬年額の設定につきましては、前任の秋元先生を参考にしたというようなことはちょっと伺っておりません。あくまでも、常勤医師がいなくなってから町のホームページ上で医師募集ということで提示した額が年額1,800万円ということで、これを基準に額を算定したということでございます。

それから、契約等につきましては、先ほど説明で申し上げたとおり、石岡先生とは会計年度任用職員という雇用形態になっておりますので、1年ごとの契約に、契約という雇用形態になります。

○議長（門脇直樹君） あと課長、保健指導とかそういうこともやってけるったがと。

○総務課長（和平勇人君） それから、保健に関してですが、まあ町の保健事業との連携などについては、これから担当、福祉保健課等と協議されることになるかと思いますが、町の方では町の産業医なども併せてお願いすることにしておりまして、職員の健康管理含めて幅広くお願いしたいというふうに考えております。

○議長（門脇直樹君） 堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの質問ですが、今後ですねその中身については打ち合わせ、診療所の事務局とも相談しながら詳しいことは詰めていきますけども、まず健診等もですね、まず朝からの常勤ということになりますので、そちらの方も健診何人か、1日何人かできるような体制を作っていくたいということは話されていますが、まだ詰めてはおりませんが、そのように進めていきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第6、議案第54号、八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 議案第54号を説明いたします。

八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由です。普通財産を譲与又は無償貸付できる用途に定住移住対策等を追加することで、地域の活性化に資するため条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいながら説明させていただきます。

新旧対照表の右側、「新」の欄をご覧ください。

条例第3条は、普通財産の譲与又は減額譲渡について、第4条は、無償貸付又は減額貸付について規定しておりますが、今回の一部改正では、これら普通財産の譲渡又は貸付ができる対象に、定住移住対策や産業振興対策等の地域活性化事業を行うもの及び町の宅地分譲事業等を利用し当該場所に住宅を新築したものを加えるものでございます。

新旧対照表では、第3条第1項第5号及び第4条第1項第3号が地域活性化事業等について、第3条第1項第6号及び第4条第1項第4号が宅地分譲事業等について追加する条項でございます。

定住移住対策及び仕事づくりのための産業振興は、第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる重点施策であり、これらの施策を積極的に展開するため、民間の事業者が実施する事業でも事業内容が施策の目的に合致する場合は、町が所有する普通財産を活用していただけるようにするものでございます。

なお、事業者につきましては、個人事業主、民間企業、NPO法人を含む各種法人などを想定しております。

また、宅地分譲事業につきましては、現在計画はありませんが、さらなる定住移住対策の推進のため、今後新たに計画することも想定されることから、今回の一部改正に含めたものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(門脇直樹君) これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7番見上政子さん。

○7番(見上政子さん) ちょっと何点かお尋ねしたいんですけども、結局この中身というのは、まあ定住移住対策として産業振興と、それから地域活性化に伴った、ものに対して譲与、譲渡するということですけども、これのその地域、事業の場合、地域振興の名のもとに、地域振興といえれば全てが地域振興に繋がるんでしょうけれども、まあ

普通財産は利用しない土地とかそういうものですか、土地が主ですか、そういう、山林もですね、山林とかそういうものも入るんですか、まあそういう使っていないもの、まあどのくらい町にそういうのがあるのかなのか。で、事業、地域振興の名のもとにいろんな事業者がこう来ると思うんですけども、例えば騒音とか、それから建物が大きすぎるとか、地域住民に、まあ地域振興の名のもとだったらそれが許されるのかなのかあれですけども、いろんな意味でそれを無償で事業者に貸し付ける、与えるということが、何の縛りも、これ規則も何もないんですよ、これ条例だけですよ。これを与えるに当たって、例えば騒音とか住民に害を与えるものとか、そういうふうなものが何にもなくてこれ地域振興の名のもとに与えるのか。今、大変問題になってる風力発電、それから太陽光パネル、そういうものも地域振興の名のもとに町でもっている土地を事業者に無料譲渡するのか。そこら辺の縛りも何もなく、私はちょっとどうかなと思うんですけども、その辺の説明を。

それから、当該場所に住宅を建築した場合ですけども、これはあれですか、移住しなくともそこに新築する場合とかそういうのも、あくまでも移住してきた人に対するあれですか。まあ家が古くなって、土地もないし、そこに新築したいんだけど、ということも含まれるのかなのか。これ規則か何か必要なんでないですか、町長いかがお考えですか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

説明の際に触れておりませんでした。この条例改正に合わせまして八峰町の普通財産処分事務取扱要綱を制定する計画、予定と、計画というか予定にしております、はい。ですので、実際にはこういった取扱要綱に合わせまして目的などを審査いたしまして決定するということになると思います。

それから、2つ目のご質問の住宅ですが、宅地の分譲等については、今例えば個人でお宅、住宅をお持ちの方で、例えばそこが借地だと。それで例えば次その借地を借りることができなくて家が建てられないというような方は、個人としては該当になるかも、一見該当になると思われそうですが、町が、今言ったとおり町が行う事業で宅地を分譲しましょうと、若しくは一戸分の土地を開発して処分しましょうという計画があった場合に、その時に申し込まれた方であれば、それは例えば個人の方、町内に住んでる方がそういっ

た事情で新たに土地を求めたいというような場合は、当然対象になるものですし、移住者に限った話ではないと考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） その要綱を見ないとちょっとこれは賛成できませんね。どういうものか提示してもらわないと、どういう縛りがあって、どういう規制があるのかっていうことがないと、ただ無償でこれを譲渡しますと言われても、これは本当に不安です。

それから、個人にこれを借地、土地を借りてる所の人が新しく土地を求める場合、これ無償っていうことはできるんですか、個人にこういうことが。これはちょっとやっぱり私は疑問であります。

○議長（門脇直樹君） どこに無償って書いてら。無償貸付か。

当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

理論的に個人に無償で土地を譲与、ああ、無償で譲渡することが、譲与することが可能かということでございますが、結論から申し上げますと条例で制定すれば可能ということで、今回このような条文を制定するものでございます。あくまでも定住移住対策ということで、土地の取得費用などを、ネックになるものを排除してたくさんの方に定住を進めていただけるような施策をとる場合、こういったことも必要ではないかということで可能性ということで制定するものでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） ちょっと無償っていうことがそんな簡単にできるのかなって。

例えばの例として、町の住宅に入ってる若い人がこれからそこを出て家を建てたいんだけどもっていうんだったら分かりますよ。それをいろいろ要綱か何かあるのかどうなのか分かりませんが、住宅を建てようとする人がこれから住宅から出て、それで家を建てて、そういう条件の人は無償でこれを、私たちもちょっと視察してきましたけれども、何かそういうの何もなくて、今まで土地借りてる人が新しく家を建てるんだったらっていうふうな、これ条例に基づいてってと言われても、ちょっとこれは大雑把すぎるのではないですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この条例改正については、町が所有している、例えば今までも一般質問の議論の中でいろいろと意見交換した部分もあるんですが、町が所有してる建

物、例えば廃校になった小・中学校とかそういう部分をそのままにしておくとなかなか借り手も来ないし、それと、実際にその使用料がネックとなって実際壊れたりするケースもありますので、そういう部分で、産業振興分野で使える、そういう使いやすくするというのがまず一つと、それから若い大人を増やしたいというふうな基本方針掲げて頑張ってますので、そこの部分にも町の普通財産、いわゆる町の土地ですね、山林とかそういう部分じゃなくて土地、そういう部分をそういう若い人方の移住定住に使えるようにしたい、使いやすいようにしたいというのがこの条例改正の趣旨であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。5番須藤正人君。

○5番（須藤正人君） 移住定住、それから産業振興のためにこの条例を作るというのは分かります。分かりますが、今見上さん言ったように要綱を我々に説明をしてですね、そしてこの条例を提案する、これは普通のことですよ。条例を出して判子押してください。要綱は後で考えます。これじゃ駄目でしょう。これはやっぱり全協とかでね、しっかり我々に説明して、そしてこういう提案をする。趣旨は分かりますよ、今町長が説明したように。でも、これを上程するそのやり方がですね、ちょっと腑に落ちない。課長、駄目ですよ、これじゃあ。

○議長（門脇直樹君） ただいまの5番議員の質問に対し、答弁を求めます。町長答弁いい、町長。

休憩。

○町長（森田新一郎君） 休憩してけれ。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前11時20分 休 憩

.....
午前11時26分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

今、要綱はコピーして皆さんに配付しますので、その前に町長から説明をいただきたいと思います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 大変不手際な進行で、大変申し訳なく思います。

今、この条例改正に合わせて要綱の改正も進めて、その案できてますので、その部分を皆さんに紙ベースで、申し訳ないんですが紙ベースで配付して説明させていただきたいと思います。

○議長（門脇直樹君） それ来ねえうちどうもなんねえな。

しばし休憩。

午前 11 時 27 分 休 憩

午前 11 時 33 分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

和平総務課長から、かいつまんで説明をいただきたいと思います。和平総務課長。

○総務課長（和平勇人君） それでは、ただいまお配りしました八峰町普通財産処分事務取扱要綱の案についてご説明いたします。

まず趣旨でございますが、第 1 条に記載のとおり、この八峰町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に必要な事項ということで定めるものでございます。

まず適用範囲と、第 3 条の適用範囲としまして、この各号に認められるものに限り普通財産の処分を行うことができるとしておりまして、社会的・経済的諸条件を総合的に勘案し、当該普通財産を将来行政目的の手段として保有しておく必要がないと認められるもの。要するに、将来にわたって行政財産として使う予定も必要性も認められないというものということでございます。

2 号としまして、当該普通財産を保有し、かつ運用することが公益上・財政上不要又は適当でないと認められるものと。これは処分した方が有益である場合という意味でございます。

この取扱要綱の中では、これまで普通財産の貸付を受けているものに、引き続き受けているものに売り払うような場合も想定しておりますし、また、土地利用そのものが、先ほど申し上げた第 3 条第 2 号の具体的な事例について、この第 4 条のところで取り上げております。ということで、処分に当たっては、この土地の有効性や将来にわたる有益性などを考慮して処分すべき土地かを決定するというようになっております。

また、条例の改正案のところでご説明漏れておりましたが、公用または公共用にする公共財産の用途を廃止した場合においてということですので、こういった条件を付しておりますので、もともと普通財産の例えば先ほど見上議員ご指摘になりました山林とかこういったものは対象にはならないものと解釈しております。あくまでも先ほど町長からも説明ありました、公有財産で遊休の施設や土地建物、こういったものを有効に活用する場合ということで想定をした条文でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

- 議長（門脇直樹君） 森田町長、例えば須藤議員がさっき言ったようにね、無償譲渡してもらって、それを転売、そういう可能性もあるために……そういう条文ある。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

- 議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前 11 時 38 分 休 憩

.....

午前 11 時 41 分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

- 7番（見上政子さん） この要綱の中にずっと書かれてるのは、普通財産、普通財産について、処分、それから入札とかって書かれてますけども、行政財産の、町で管理する建物の行政財産については入ってないわけですね。あくまでも普通財産について、土地について、まあ価格よりもそれが高ければ入札するとか、そういうふうなことなんですか。で、事業、当該事業者ですので、いろんな事業者が来ると、地域活性化のための事業者がいろいろ来ると思うんですけども、具体的には町民の皆さんに害を与えるとかそういうこともあり得るので、そういうふうなことは全然書かれてないですよ。これの基準、決める基準っていうのは、何かあってからではちょっとやっぱり私方何話したのかっていうことと言われると思いますので、普通財産、土地を事業者に譲渡した場合に、ちょっと具体的なその、ここには暴力団、集团的、資格として常習的な暴力行為のあるもの、構成員とか滞納してる者とか、町長が不適当なものと認める者、この不適当なものと認めるところっていうのは大変あれなんですけれども、そこら辺、町長はどういうふうに判断するんですか。

- 議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

- 町長（森田新一郎君） 今、見上議員が心配されるようなことは当然あってはならないことですので、先ほどもちょっと説明しましたけれども、今、大本の条例で産業振興とか移住定住の部分については、無償譲渡とかそういう部分には該当してないんです。その部分を今条例改正をして、個別に例えば企業誘致で埴川小学校使いたいといった場合については、その埴川小学校は普通財産ですので、行政財産はこれ無理です。役場庁舎とかは今行政用で使っている所なんで、例えば今の新しくできる子ども園とか、

それから八峰中学校とか、それを誰かに貸すっていうことはそれは不可能なので、行政財産は貸せないで、普通財産だから貸すことできるんですが、そこで埴川小学校とか岩館小学校とかいろいろ空いてる施設もあるわけです。それから空いてる土地もあるわけです。その部分を例えば企業誘致で来た人に無償でやりますよっていうふうな形で、こう営業活動もできるわけです。そうすると、そこ来る時はまた別途条例制定して、こういう企業が来るので条例、無償にしていっていいですかっていう条例を制定してやりますので、今言った形で誰でもかれでも来て、悪い業者、悪い業者っておかしいですか、悪影響を及ぼすような業者が来て、その部分も無料で貸してもらえらるかってそういうわけではないので、その辺はちゃんと審査会開いたりしてやるつもりであります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 普通財産っていうのは、私ちょっと昨日インターネットでにわかには調べてあまりちょっと分からないんですけども、じゃあ行政財産が不要になって使われなくなったものが普通財産になるわけですか。普通財産になる。まあ普通財産っていうのは、あくまでも土地とかそういうものだけだと思ったんですけども、行政財産で不要になったもの、普通財産として今いっぱいあるんですけども、それらのものについて、入札なるんですか、入札とかそういう感じになるんですか、じゃあ。無償じゃなくて、その入札で譲渡するっていうふうなそういうことになるんですか。その内容として、町長が適当と認めたものについては、やはり住民が、その住民の人たちが反感を持たれないようなそういうことに努めてもらわなくちゃいけないと思うんですけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 例えば埴川小学校、これは行政財産でした。学校やってる間は。そして今廃校になって、まあ統合して使われなくなったので、それを国の方に手続きして普通財産にしました。今は貸す状態であるし、売ることもできます。そこに例えば公序良俗に反するような、まあそういうこう接待を伴うような事業所が来るとかいった場合については、当然地域住民には納得してもらえない話ですから、そういうことはまずあり得ない話です。だからその部分については、どういう事業をするか、どういう事業が来るかの部分については、当然事前に議会の方にもご相談いたしますし、それでそこを無償譲渡するとか無償貸付するとなれば、もういわゆる逆にいけば条例、企業の部分に対する条例を作ってそれでやるようなそういう流れになりますから、今、見上議

員言われたような心配はないと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） じゃあ確認します。そういう行政財産が普通財産になった時に、そこに入る企業、事業者がどういふのが入るかっていう時は、必ず議会に説明があるっていうことですね。はい、分かりました。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第7、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更については、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変更するものであります。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由ですが、能代市及び藤里町が令和3年3月31日をもって能代市山本郡養護老人ホーム組合を脱退することに伴い、能代市山本郡養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の変更に関す

る関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

改正文であります。

内容ですが、提案理由のとおり、能代市及び藤里町が組合を脱退することにより、名称を「能代市山本郡養護老人ホーム組合」から「三種・八峰養護老人ホーム組合」に改める等の改正となっております。

全文については、後ほどお目通し願います。

附則ですが、この規約は、知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほど、よろしく願います。

○議長(門脇直樹君) これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番(山本優人君) 非常に残念なことの結果っていうか、能代と、まあ能代が外れるっていうことはですね非常に財源的な心配が危惧されるわけですよ。そこで、この残っている老人ホーム、どのぐらいの人数を抱えてですね、八峰町の住民がどのぐらいいるのか。それと、年間総予算というものがどのぐらいあって、八峰町でどのぐらい支出しているのか。それらを含めた上での2町だけで運営できていくのかという見通しが非常に心配されるわけですね。その辺を十分説明してもらわないと、2町だけで運営できていくかというふうな心配があるので、説明願います。

○議長(門脇直樹君) ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 現在、山本、養護やまもとは定数50名であります。で、八峰町の利用者は7名、それから能代市の利用者は1名、藤里ゼロです。あと、三種町の利用者が残りの四十何名かおりますけども、この財政的な見通しなんですけど、これは能代市が外れたとしても、現在も能代市の方は1名ですのであまりその財政的には影響がないという見通しのもと、組合でこのようにするというのであります。当然、藤里もゼロ、利用者がゼロでありますので、藤里も脱退するというのであります。

○町長(森田新一郎君) 予算的なことは。総予算は。全体の予算。全体予算。

○福祉保健課長(堀江広智君) すいません、年間のうちの方で支出してる予算、後ほど

……

- 町長（森田新一郎君） 何も。そこの老人ホーム……
- 議長（門脇直樹君） 組織の全体の予算よ。
- 福祉保健課長（堀江広智君） すいません、その全体の予算も後ほど……
- 町長（森田新一郎君） 私からもちょっと。
- 2番（山本優人君） 総予算と町から出している予算、分からないってことねえよ。
- 議長（門脇直樹君） 休憩いたします。勝手に発言しないように。休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休 憩

午前 11 時 56 分 再 開

- 議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。
森田町長。
- 町長（森田新一郎君） これ何度も能代市、藤里町、それから三種町、八峰町で議論してきました、その組合の議会の中でも議論した部分でございます。基本的に今の養護やまもと自体は、経営的には良好な状況であります。いろんな経営改善しながら、確かに今現在のその国の制度の部分ではかなり厳しい条件もありますけれども、現在も黒字の状態が続いております。あと、藤里町、能代市はずっとこれまでも利用者がいない中で協力してきてますので、そこの中で今回こういう脱退して八峰町と三種町だけやるっていても、その中で十二分にやっっていけるっていうようなそういう判断の中でこういう形の条例改正を、今、能代市も三種町も、それから藤里町も同じような形で条例改正を議会にお願いしてるところであります。
- 議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。
- 2番（山本優人君） 今のこの条例改正については、まあやむを得ないと思いますけどもね、今、こういうホームが民間でいっぱいできている状況にあって、それが定員に満たない施設も今どんと出ているわけですね。そのために能代市が外れたというのが分かるわけですよ。まあ逆に公的施設から民間へ移ってると。それだけサービスがいいということと、若しくは高齢者がどんどん少ねぐなってるってのが原因だろうと思いますけどもね、いずれ公共的なこういうホームっていうのは縮小していかざるを得ないと思うわけですよ、私自身はね。それが民間の活力を求めて働けるっていう環境づくりということが必要だわけです。まして、公共施設がですね維持していくというのはそ

んだけコストがかかるわけで、いずれ更新する必要が出てくる。それを民間の努力によって運営がちゃんとしてもらえればそれに越したことはないわけですね。ですから、今回はまあやむを得ないにしてもですね、いずれ将来的に八峰町も7人でしたか、それが少ねぐなった、ゼロになったという時には当然やめるということの選択肢をちゃんともっておいてもらわないとですね、私はいけないと思うわけですが、どうですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、山本議員が言われた部分については、そういう流れにはなるかと思いますが、今現在の福祉施設の利用者側から見た利用料金、そういう部分からすると、いろいろまちまちです。今、この養護やまもとの重要性というのは、所得が低い人が入れる所の唯一の所なんです。最後の部分の砦が養護やまもとだと私理解してます。ですから私とすれば、いろんなケアマネがいろんな相談受けている施設に入所を調整しながらするんですが、やっぱり所得の低い方もいらっしゃいますので、そういう方々が入れる所が養護やまもとですので、その部分は是非守りたいと思います。

で、能代市は、ここなくても能代市に長寿園とかあるんです。施設があるので、そちらの方にそういう人方が入ってるんです。で、藤里もこちらの方に来なくても自分の所でやれるから、そういう部分で外れていくので、八峰町はここがなければ、今入ってる7人の方々、毎年このくらい的人数が入ってるんですが、そういう方々が行き場がなくなります。そういう意味では、是非この部分については、民間は民間でやる部分あるんですが、所得の問題という一つの大きな問題がありますので、その部分で私とすれば養護やまもとは三種と八峰、両方2つの町であっても維持していかなきゃいけないな、そういう施設だというふうに認識してます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 養護老人ホームはなくてはならない大事な施設です。まあ昔は老人ホームといいまして、介護の施設はなかったんですけども、全て老人ホームということで、そういうふうな経過があったと思います。で、生活弱者が入る、身寄りのない人が中心だったんですけども、今はもう介護の認定を受ける人がほとんどではないかなと思うんです。で、やっぱりここがひとつないと、全く身寄りのない生活困窮者が最優先に老人ホームとして先に入る場所、ここを確保しておかないといけない場所で、これはやっぱり民間じゃなくて公の場所で、いずれその人たちは全部介護の認定を受けるルートになってますので、介護の認定を受けて、あと国の、国と県、市町村からお金

が入って十分やっていける施設だと思いますのでいいんですけども、ひとつ聞きたいのは、高齢化が進むにつれて能代市とか藤里とかやっぱり入れてくれっていった場合は、もう一回やり直すことになるのでしょうか。その辺の話し合いはしてないでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） この事務、組織の中にですね入ってない市町村からも利用できることになっておりますので、その点は心配しなくてもよろしいかと思えます。ですから能代市に、まあ能代市からも藤里町からもそのような方が利用したいとくれば、それは利用させるというようなことになっております。そういう施設であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） これより……

○町長（森田新一郎君） 違うんでしょ。いいんですか、今の答弁。今の答弁でいいですか。

○7番（見上政子さん） いいです。

○町長（森田新一郎君） ああ、んだすか。

○議長（門脇直樹君） 寝た子起こすんたことすんなってらあじ。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より会議を再開いたします。

午後 0時04分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（門脇直樹君） 午前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8、議案第 56 号、令和 2 年度八峰町一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第 56 号についてご説明いたします。

議案第 56 号、令和 2 年度八峰町一般会計補正予算（第 4 号）。

令和 2 年度八峰町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 5,100 万 7,000 円を追加し、総額を 74 億 7,376 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条は地方債の補正であります。

令和 2 年 9 月 2 日提出

八峰町長 森 田 新一郎

地方債補正の変更につきましては、「第 2 表 地方債補正」に記載しております。

4 ページをお願いします。

1、変更の内容につきましては、過疎対策事業債（通常分）充当事業のうち、道路改良事業の町道明神長根線実施設計業務委託料 1 件を追加することに伴い、地方債を 700 万円追加補正するものでございます。

なお、詳細につきましては、10・11 ページの 21 款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書 8 ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

8・9 ページをお開きください。

まず歳入ですが、14 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金につきましては、令和元年度分の事業費を精算した結果、過年度分として追加交付されるものでございます。自立支援給付費負担金分としまして 753 万 8,000 円、低所得者介護保険料軽減負担金分として 7 万 1,000 円を、児童手当負担金分としまして 63 万 5,000 円の合わせまして 824 万 4,000 円の追加補正でございます。

14 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。町の感染症防止対策や雇用維持対策、経済支援対策等の関連事業へ充当する財源として、3 億 3,150 万 3,000 円の追加補正でございます。

なお、本交付金は、このたびの補正予算の関連事業へ充当しているほか、先に専決処

分させていただいた予算や6月議会定例会時に補正予算として追加補正しました関連事業へも充当しております。

7目教育費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学校の一斉臨時休業に係る対応や、一斉臨時休業からの再開等を支援することを目的とした学校保健特別対策事業費補助金としまして150万円を、そして文部科学省のG I G Aスクール構想の実現に向け、児童生徒1人に1台の通信端末環境を整備する事業に対しての公立学校情報機器整備費補助金として549万7,000円、合わせて699万7,000円を追加補正するものでございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金につきましては、歳出予算の追加補正に伴う補助金の追加補正でございます。夢プラン応援事業補助金分として359万9,000円を、経営所得安定対策推進事業費補助金分としまして189万3,000円を、農用地等集団化事業費補助金分としまして53万2,000円の合わせて602万4,000円を追加補正するものでございます。

18款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金1,356万4,000円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

18款繰入金1項特別会計繰入金2目合併処理浄化槽事業特別会計繰入金につきましては、合併処理浄化槽事業特別会計からの繰入金59万7,000円の追加補正でございます。

19款繰越金につきましては、歳入歳出補正全体額の調整のための追加補正7,373万9,000円でございます。

21款町債1項町債2目土木債につきましては、先ほど第2表地方債補正のところでご説明いたしましたが、道路改良事業の町道明神長根線実施設計業務委託料の充当財源としまして過疎債を700万円追加補正するものでございます。

22款法人事業税交付金につきましては、法人住民税の法人税割が9.7%から6%に引き上げられたことに伴いまして、減収分を補填するための措置として県から町へ交付されるもので、339万9,000円追加補正するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

12・13ページをお願いします。

はじめに、2款総務費1項総務管理費についてご説明いたします。

1目一般管理費11節役務費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止

対策事業の一つでございます飛沫感染防止対策としまして、役場庁舎のカウンターにパネルを設置するための手数料として49万5,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、同じく感染症拡大防止対策でございます。役場庁舎入り口2カ所に設置する顔認証型検温器の購入費としまして71万1,000円を、また、カウンターにパネルを設置することにより、特に高齢者の方々が会話が聞き取りにくくなることに配慮し、窓口対話用支援機器の購入費としまして137万5,000円を、合わせまして208万6,000円を追加補正するものでございます。5目財産管理費につきましては、P C Bを含んでいる機器がないか調査するものでございます。P C Bを含んでいる変圧器、コンデンサー等の処分期限が令和3年度末で、同じく安定器等の処分期限が令和4年度末となっていることから、調査業務委託料として165万円を追加補正するものでございます。

なお、P C Bが含有する機器があった場合は、令和3年度中に処分したいと考えております。

6目企画費につきましては、主に地域内巡回バスの試行運転に係る経費の追加補正でございます。10節需用費につきましては、巡回バス試行運転に係る燃料費としまして8万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、現在路線バスが運行されるルートに設置するバス停留所の標識設置に係る経費と、試行運転をする際の運転手の経費としまして81万8,000円を追加補正します。12節委託料につきましては、公共施設等総合管理計画の個別施設計画におきまして、個別方針の部分で現状と相違する部分がありますので、計画を更新するための支援業務として231万円を、巡回バスの運転業務を委託する経費としまして134万7,000円の合わせて365万7,000円を追加補正するものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、巡回バス試行運転用のワゴン車2台をリースする経費としまして112万2,000円を追加補正するものでございます。7目電子計算費のうち12節委託料につきましては、現在、ホームページはクラウドサービスにより運用しておりますが、クラウド環境を提供している業者が今年度末をもって提供業務から撤退することとなりましたので、別のクラウド環境へ移行するための経費としまして59万4,000円を、また、財務会計システムにつきましては、令和2年度予算分から新システムへ移行し運用しておりますが、令和元年度分の予算運用までは旧システムで運用しております。旧システムについては、今年の9月末をもって運用が完全停止し、令和元年度以前のデータの閲覧や抽出ができなくなってしまうことから、新しくスタンダードローン方式でデータを閲覧・抽出できる環境を構築する経費として133万7,000円の

合わせて193万1,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費についてですが、事務用のプリンターは、これまで不具合が発生した際には修繕対応しておりましたが、老朽化が進み、修繕対応しきれなくなってきましたので更新する分と、診療所に新たに設置する分の購入費としまして214万4,000円を、旧財務会計システムサーバー用パソコン分の購入費として62万2,000円、また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてウェブ会議用パソコンの購入費263万1,000円の合わせて539万7,000円を追加補正するものでございます。11目地域情報化事業費につきましては、電柱移設に伴う光ケーブル移設工事負担金でございます。現計予算分の支出が既に見込まれており、今後新たに発生する移設案件に対応できなくなることから80万円を追加補正するものでございます。

2項町税費についてご説明いたします。

2目賦課徴収費につきましては、申告支援システムの税務LANイメージデータ管理システムの更新に係る委託料でございます。平成25年度に導入しておりますが、老朽化により今年の申告相談時に不具合が発生しましたので、更新費としまして99万円を追加補正するものでございます。

14・15ページをお願いします。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、改ざん防止加工証明書用紙と印鑑登録証の印刷製本費でございます。改ざん防止加工証明書用紙につきましては、令和元年度に2カ年分を見込んで3万枚準備いたしましたが、特別弔慰金の申請や土地改良事業に伴う公用請求などが当初の見込みより増えている状況と、印鑑登録証につきましては町村合併時に3,000枚作成したのみで、残数を確認したところ年度内に不足する恐れがあることから、印刷製本費を38万4,000円追加補正するものでございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費3目障害福祉費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症経済対策支援事業の一つで、訪問介護等福祉サービス利用を自粛している重度の障がい者がいる世帯に支援金を給付する在宅介護者支援金給付事業でございます。10節消耗品につきましては、事務消耗品1万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、事務に係る郵送代6,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、対象者1人当たり5万円の支援金としまして150万円を追加補正するものでございます。8目高齢者コミュニティセンター管理費につきましては、湯っころンドの修繕料でございます。落雷により故障しました温水器の基盤を現計予算を先

食いして緊急修繕したことにより、配管バルブ関連部品、温水ヒーター、温泉循環ポンプ等、当初予定しておりました修繕が未実施となっておりますので、123万9,000円を追加補正させていただくものです。

16・17ページをお開き願います。

2項児童福祉費についてご説明いたします。

1目児童福祉総務費でございますが、町の新型コロナウイルス感染症経済対策支援事業の一つとして6月補正予算に計上しました子育て世帯緊急支援事業の充当財源を更生するものでございます。2目子ども園費でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして園児や保育士等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラを設置する備品購入費としまして100万円を追加補正するものでございます。

なお、本子ども園費には、峰浜地区統合子ども園分を計上しており、八森子ども園分につきましては、10款教育費4項幼稚園費1目子ども園費に計上しております。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業の一つとして4月30日付けで専決処分させていただき、町民1人当たり2枚のマスクを郵送しました事業経費と、6月補正予算に計上しました備蓄用マスク、消毒用アルコール、非接触型体温計の購入経費と新型コロナウイルス検査機器の負担金に要する経費の充当財源を更生するものでございます。3目環境衛生費につきましては、滝の間地区の墓地の塀が老朽化により倒壊したために、倒壊した塀を撤去し、同じような塀を再設置いたしました。緊急的に発生しました事案でございますので、現計予算で対応いたしました。その分、当初見込んでおりました予算を先食いする形になってしまいましたので、15万1,000円を追加補正するものでございます。4目保健センター管理費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業でございます。14節工事請負費につきましては、八森保健センターの空調設備工事としまして760万6,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、同じく感染症拡大防止対策でございます。八森保健センターの入り口に設置する顔認証型検温器の購入費としまして36万6,000円を追加補正するものでございます。6目ハタハタのまち診療所費につきましては、先ほどご説明いたしました4目保健センター管理費と同じ内容でございます。14節工事請負費につきましては、ハタハタの町診療所の空調設備工事としまして786万9,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、入り口に

設置する顔認証型検温器の購入費としまして36万6,000円を追加補正するものでございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費3目農業振興費につきましては、負担金補助及び交付金の追加補正でございます。夢プラン応援事業補助金につきましては、当初、県の方へ令和3年分として要望しておりましたが、今年度に前倒しするとの連絡を受けましたので、その分としまして475万3,000円を追加補正するものでございます。

18・19ページをお願いします。

八峰町中心経営体育成支援事業補助金につきましては、制度見直しの初年度ということで申請者が増加していることから、142万円を追加補正するものでございます。

5目農地費についてご説明いたします。

12節委託料のうち経営体育成促進換地等調整業務委託料につきましては、当初18節の補助金で予算を措置しておりましたものが、県との協議により、事業主体が県から町へ変更となりましたので予算を組み替えするもので、96万8,000円を追加補正するものでございます。基盤整備関連促進計画書作成業務委託料につきましては、基盤整備の調査計画2年目に取り組む地区については、県に基盤整備関連経営体育成等促進計画認定承認書を提出しなければなりませんので、その作成業務費用としまして125万8,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、先ほど13節経営体育成促進換地等調整業務委託料の所でご説明いたしましたが、事業主体が県から町へ変更となりましたので同様に補助金から予算を組み替えするもので、390万円を追加補正するものでございます。農地中間管理機構関連ほ場整備事業補助金につきましては、同様に予算の組み替えに伴いまして433万5,000円を減額補正するものでございます。7目水田農業構造改革対策費につきましては、現場における推進活動や要件確認等の際に使用するタブレット端末を導入する経費分としまして189万3,000円を追加補正するものでございます。8目地籍調査費につきましては、平成30年度と令和元年度において調査しました地区と、そういう地区と過去に調査した地区との隣接部の地図を重ね合わせたところ、整合性がとれない事象が判明いたしました。法務局と協議をしたところ、過去に調査した地区分の隣接地を地図訂正するように指導されましたので、その分の経費としまして、11節役務費で調査補助員と草刈り作業分として15万3,000円を、12節委託料につきましては隣接地図訂正測量業務委託料分として86万2,000円を追加補正するものでござ

ざいます。2項林業費2目林業振興費につきましては、森林山村多面的機能発揮対策事業負担金を当初2団体分を見込んでおりましたが1団体追加となりましたので、町の負担金分として11万6,000円を追加補正するものでございます。

次に、7款商工費についてご説明いたします。

20・21ページをお願いします。

1項商工費2目商工振興費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症雇用維持対策事業でございます。町民の雇用を維持し、4月から9月までの6カ月間の売り上げ合計が前年と比較して30%以上減少した町内の事業者へ、社会保険被保険者数に応じ1人当たり10万円を支援する事業でございます。10節消耗品につきましては、事務消耗品分2万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、事務に係る郵送代と振込手数料として1万6,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、雇用維持臨時給付金としまして4,000万円を追加補正するものでございます。3目観光費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症経済対策支援事業としまして、温泉利用促進事業と町内宿泊助成事業を感染症拡大防止対策事業とし、宿泊施設感染予防対策事業を予算計上しているほか、そのほかの事業につきましても予算計上されております。10節需用費につきましては、新型コロナウイルス関連の3事業の封筒等の事務用品としまして消耗品費に1万円を、無料入浴券や事業PRポスター・チラシ等の印刷製本費としまして51万1,000円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましても、新型コロナウイルス関連3事業の経費としまして無料入浴券やポスター通知等送付に係る郵送代の通信運搬費として30万7,000円を、それから宿泊助成事業を広くPRするため、観光雑誌、新聞、ラジオ等の広告料としまして65万円を追加補正するものでございます。12節委託料につきましては、新型コロナウイルス関連以外のものでございます。御所の台エリア公園管理業務委託料につきましては、公園の管理・除草を一括管理していただいておりますが、芝生の繁茂により当初予定しておりました回数より作業を増やさなければ公園としての機能を維持できないことから、8万2,000円を追加補正しております。また、八森駅清掃及び暖房管理業務委託料につきましては、予算執行の誤りによるものでございます。同業務委託料につきましては、例年、上半期と下半期の年2回に分けて、それから上半期は10月中に、下半期は出納整理期間中の4月に支払いしておりましたが、令和元年度の下半期分の支払いを令和2年度分の予算から支払っていた事実が出納整理期間後に判明いたしました。その分の令和2年度

の予算に不足が生じますので、16万5,000円を追加補正するものでございます。

なお、担当課及び担当者には、チェック体制や再発防止に向け厳重に注意しております。大変申し訳ありませんでした。

18節負担金補助及び交付金につきましては、現計予算の減額計上と新型コロナウイルス関連3事業の経費の増額計上でございます。冬季観光宿泊助成事業補助金につきましては、当初、昨年度に引き続き実施する予定としておりましたが、コロナ禍の影響により今年度は事業を中止することとしましたので、240万円を減額補正するものでございます。温泉利用促進事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により外出自粛となり、中でも町内の温泉宿泊施設が大きな影響を受けていることから、町民へ1人当たり2枚の無料入浴券を配付し、温泉利用の回復を図るものとして683万円を追加補正するものでございます。この機会に町民の皆様から町内温泉施設の良さを改めて認識していただければと思っております。町内宿泊助成事業補助金につきましては、先ほどの温泉利用同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により町内の宿泊施設が大きな影響を受けているために行う事業でございます。町民をはじめとした秋田県と隣接3県の県民を対象に、食事付きの宿泊プラン1泊当たり1人につき5,000円を、食事なしの素泊まりプラン1泊当たり1人につき2,000円を割り引きする事業の補助金として1,940万円を追加補正するものでございます。町内在住者が町内の宿泊施設に宿泊する機会はなかなかないことと思っておりますので、この機会に是非ご利用いただければと思っております。宿泊施設感染予防対策事業補助金につきましては、町内の宿泊施設に対しまして新しい生活様式を踏まえた施設改修等の感染予防対策に係る経費としまして、宿泊定員10人ごとに10万円を補助するもので、280万円の追加補正するものでございます。6目ポンポコ山公園管理費につきましては、バンガローに設置しておりますFF式ストーブの老朽化に伴い2台更新するため、備品購入費としまして38万8,000円を追加補正するものでございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費2目道路新設改良費につきましては、長年、沼田自治会から要望がございました町道明神長根線の道路改良事業関係でございます。能代山本広域市町村圏組合において新たに建設されるごみ処理施設が沼田地区と近接していることから、同事業費の一部に補助金が交付されることになりました。事業全体の期間は令和2年度から令和4年度までの3カ年計画しており、事業初年度の今年度は実施設計業務委託料としまし

て700万円を追加補正するものでございます。

22・23ページをお開き願います。

6項公園費1目公園管理費についてご説明いたします。

10節需用費につきましては、8月8日から翌日9日未明にかけての降雨の際に、後で住民からの通報で分かったんですが、中浜中央公園の法面の一部が崩壊しましたので、修繕料としまして134万8,000円を追加補正するものでございます。12節委託料につきましては、先ほど御所の台エリア公園管理業務委託料の所でご説明したものと同様でございまして、中央公園につきましても芝生の繁茂により当初予定しておりました回数より作業を増やさなければ公園としての機能を維持できないことから、4万2,000円を追加補正するものでございます。

次に、9款消防費1項消防費についてご説明いたします。

3目災害対策費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業でございます。このたびの補正予算では、感染症拡大防止に必要な消耗品や物品の購入のほか、購入した物品を備蓄するための倉庫建築工事の関連予算、また、町指定緊急避難所の改修工事の関連予算を計上しております。10節需用費につきましては、マスクや消毒用アルコールをはじめとした感染予防対策に係る消耗品のほか、避難所を開設した際に必要となる段ボール製のベッドやパーテーション、抗菌防虫の毛布やマット等の購入費としまして2,907万1,000円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、防災備蓄倉庫を建設する際に必要な建築確認申請手数料のほか、町指定緊急避難所の改修に必要な図面作成の手数料としまして60万7,000円を追加補正するものでございます。12節委託料につきましては、防災備蓄倉庫建築工事の設計監理委託料としまして160万8,000円を追加補正するものでございます。14節工事請負費につきましては、防災備蓄倉庫建築工事としまして3,000万円を、町指定緊急避難所でありますファガス、峰栄館、旧塙川小学校のトイレ改修工事費としまして890万円を、同じく町指定緊急避難所であります旧塙川小学校と旧岩館小学校のバリアフリー改修工事としまして230万円を追加補正するものでございます。18節備品購入費につきましても、感染症拡大防止対策としまして非接触型体温計のほか、避難所開設時に必要な大型扇風機、感染予防保護テント、屋外シャワーキットを購入する経費としまして3,827万6,000円を追加補正するものでございます。

次の24・25ページから28・29ページ10款教育費につきましては、後ほど川尻教育長か

ら説明させていただきます。

少し飛びますが、30・31ページをお願いします。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、令和元年度に交付された児童手当負担金、未熟児療育医療費負担金、障がい者医療費負担金、障がい児入所給付費負担金、放課後デイサービス負担金及び低所得者保険料軽減負担金の給付実績による返納金、合わせて395万5,000円を追加補正するものでございます。3項基金費1目財政調整基金費につきましては、令和元年度一般会計決算により2億6,359万円の余剰金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該余剰金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、1億3,200万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、10款教育費については川尻教育長からご説明をお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） それでは、10款教育費については私の方から説明させていただきます。

戻っていただいて、24・25ページをお開きください。

1項教育総務費3目教育助成費17節備品購入費につきましては、歳入の教育費国庫補助金の所でもご説明いたしましたが、文部科学省のG I G Aスクール構想の実現に向けて児童・生徒1人に1台の通信端末環境を整備する事業といたしまして、タブレット端末の購入費のほか、関連するウェブカメラ、タブレット保管庫の購入費としまして908万9,000円を追加補正するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により修学旅行のキャンセル料金等を補助するものとして、70万9,000円を追加補正するものでございます。

2項小学校費についてご説明いたします。

1目峰浜小学校費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業と消防設備関連を計上しております。10節需用費につきましては、マウスシールドや消毒用アルコールをはじめとした感染予防対策の消耗品といたしまして、13万5,000円を追加補正するものでございます。修繕費と管理用消耗品につきましては、消防設備の点検を行ったところ、屋内消火栓設備の呼び水管が老朽化していることから、修繕費といた

しまして20万3,000円を、また、消火器が今年度内に製造から10年が経過することから17本の交換が必要でありますので、管理用消耗品としまして15万円を追加補正するものでございます。11節役務費につきましても、消防施設の点検を行ったところ、放課後児童クラブの入り口が火災の警戒対象区域となることから、感知器の設置としまして24万7,000円を追加補正するものでございます。12節委託料と14節工事請負費につきましては、感染症拡大防止対策としまして町内の小・中学校にエアコンを設置することとしましたので、設置工事のための設計監理業務委託料としまして132万9,000円を、工事請負費としまして1,686万3,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、感染症拡大防止対策としまして児童や教職員等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラ、アコーディオン衝立、サーキュレーター、パルスオキシメーターの購入費としまして139万3,000円を追加する、補正するものでございます。2目八森小学校費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業と敷地内の立木の伐採を予算計上しております。10節需用費につきましては、マウスシールドや消毒液をはじめとした感染予防対策の消耗品といたしまして11万円の追加補正するものでございます。11節役務費につきましては、小学校の周辺でクマやサルが目撃が相次ぐようになりましたので、敷地内の立木を伐採し、緩衝地帯をつくることにより子どもたちの安全を確保するため、伐採費用としまして128万7,000円を追加補正するものでございます。12節委託料と14節工事請負費につきましては、感染症拡大防止対策としまして町内の小学校にエアコンを設置することにしましたので、設置工事のための設計監理業務委託料としまして141万3,000円を、工事請負費としまして1,827万1,000円を追加補正するものでございます。

26・27ページをお開きください。

17節備品購入費につきましては、感染症拡大防止対策としまして児童や教職員の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラ、除加湿空気清浄器、非接触型電子体温計の購入費としまして153万2,000円を追加補正するものでございます。3項中学校費1目八峰中学校費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業と消防設備関係を計上しております。10節需用費につきましては、アルコール消毒液用のオートディスペンサーとしまして消耗品費に7,000円を追加補正するものでございます。管理用消耗品につきましては、消防設備の点検を行ったところ、消火器が今年度の製造から10年が経過することから24本の交換が必要になりますので、21万3,000円を追加補正

するものでございます。11節役務費につきましても、消防施設の点検を行ったところ、校舎3階の音楽室側の避難用の器具が必要と指摘されましたので、器具設置費用としまして61万9,000円を追加補正するものでございます。12節委託料と14節工事請負費につきましては、感染症拡大防止対策としまして町内の小・中学校にエアコンを設置することにしましたので、設置工事のための設計監理業務委託料としまして138万6,000円、工事請負費としまして1,765万5,000円を追加補正するものでございます。17節備品購入費につきましては、感染症拡大防止対策としまして生徒や教職員等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラ、スポットクーラー、非接触型体温計の購入費としまして199万2,000円を追加補正するものでございます。

28・29ページをお開きください。

4節幼稚園費2目認定子ども園費につきましては、先に3款民生費の子ども園費でもご説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして園児や保育士等の安全な衛生環境を確保するため、サーモグラフィカメラを設置する八森子ども園分の購入費としまして100万円を追加補正するものでございます。

5項社会教育費についてご説明いたします。

4目峰浜文化交流施設管理費と5目八森文化交流施設管理費につきましては、町の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としまして峰栄館とファガスの入り口に設置する顔認証型検温器の購入費としまして、35万6,000円をそれぞれに追加補正するものでございます。6項保健体育費2目学校給食共同調理場運営費につきましては、食品庫用冷蔵庫が老朽により故障しましたので、新たに購入するため29万5,000円を追加補正するものでございます。

以上、よろしくご審議をよろしく申し上げます。

これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 何点かあるんですけども、まず教育費の方でお願いをいたします。

26ページのタブレットですけれども、Wi-Fi設備は、この前の全協の説明では放課後児童クラブを利用してる所にもということであれば、ランチルームにWi-Fi設備が入るってということですか。やっぱり放課後児童クラブはちゃんとした、いつでも学習できるように、空き教室がないということであれば同じ学校の敷地に学童保育の場所をつくるとか、休日になった場合とか休業になった場合に安定して学校で放課後児童ク

ラブで勉強できるようにW i - F i 設備を整えるべきだと思うんですけども、この対策でいくとランチルームにもW i - F i 設備が入るってということなんでしょうか。

ついでにあと、あれです、普通教室ってあります、エアコンの設備ですけども、普通教室以外だと例えば音楽室とかそういう所は入らないと、まああくまでも普通教室ということなんでしょうか。峰浜小学校の場合は確かオープン教室だと思うんですけども、どうなの、効率的に今少し改善されてるのか、教室はオープン式から改善されてるのか、その辺は効率的にどうなんでしょうか。まずそこについてお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

まずタブレット購入ってということで、1人1台のタブレットを整備するってということが今回できるようになりました。それで、放課後児童クラブの件ですけども、まず放課後児童クラブの方に行ってる子どもが緊急の時に、まあ学校休業の時ですね、そういった時にタブレットを使ってできるか、できるようにするために、今その整備したタブレットをそのランチホームの方についていうか、児童クラブの方に貸し出しするというふうな形で対応したいと思います。ランチルームも校舎の中ですので、W i - F i は通じておりますので活用することができます。

それから、エアコンについてですが、今回の施設整備については普通教室を各学校6教室をエアコン設置するということで、まず基本的に臨時休業とかで夏休みが削られて、夏休みに登校しなきゃいけない、授業しなきゃいけないという場合に、そこで使われる教室についていうふうなことで今回整備しますので、そういった関係で普通教室に整備することで進めております。

峰浜小学校ですけども、以前、扉がないというか、全てオープンだったんですが、今ちゃんと扉とか付いてまして、各教室が閉鎖されてますので、その点は問題ありません、はい。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 21ページの商工費、3目観光費の18節、町内宿泊助成事業補助金、これの積算根拠と、あと、この事業の内訳、事業内容についてもう少し詳しく説明していただけないでしょうか。例えば町内の人しか使えないとか、どれくらいの補助金を出すのかとか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの3番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えいたします。

町内宿泊助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴います旅行需要の急激な落ち込みの影響から、町内宿泊事業者に対して需要回復に向けた支援策として行うものでございます。町内におきましてホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業をする施設を対象としておりますが、県有施設と町営の施設は対象外と考えてございます。

助成金の中身ですけれども、1泊2食付き、1泊夕食付きの宿泊につきましては1泊当たり5,000円、1泊朝食付き宿泊及び素泊まりにつきましては1泊につき2,000円。

なお、ポンポコ山バンガロー村とハタハタ館トレーラーハウスの利用につきましては、1室当たりという料金体系になってございますので、1室当たり1泊につき2,000円というふうに考えております。

それから、対象者につきましては、先ほどの副町長のご説明にもありましたが、宿泊者の居住地が東北4県、本県とそれから青森県、岩手県、山形県であるということを経験と経験しておりますけれども、これにつきましては、今後の感染拡大の状況等、また新たな緊急事態宣言が発令された場合ですとかその他感染拡大防止の観点から町長が認めた場合につきましては、この対象を変更することもあり得るというような形で考えております。

なお、こちらの対象商品の販売につきましては、令和2年10月1日から行いたいと考えております。また、本議会で予算が成立いたしました暁にはですね、来週の9日に対象となります事業者の皆さんをお呼びして説明会を開催したいと考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） いろいろ分からないことだらけですが、例えば29ページですね A I 顔認証サーモグラフィとですね、その下にある顔認証型検温スクリーニング、これどういうふうに違うのか説明してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

A I 顔認証サーモグラフィカメラにつきましては、対象人数が10名以上同時測定でき

るものでございます。そして、その本体に人の顔を登録できますので、即座に熱を測った後での高温等の場合につきましては、それを特定できるというものでございます。そしてもう一台の方につきましては、ファガス、峰栄館及びほかのところ、同じようなものを購入する予定でございますので、そちらの担当の方からご説明していただきたいと思っております。

○議長（門脇直樹君） 山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本望君） 峰栄館、ファガスの方で使用するスクリーニング機器ですが、先ほどと違って機械が目の前にあって、それに顔を映してそれで体温を測るという通常の機械。よくデパートとかの入り口に設置されているものと同じものと考えております。

○議長（門脇直樹君） 2番山本優人君。

○2番（山本優人君） その判断っていうことは、例えば顔認証の場合、学校の方のやつはAIの方はたぶん登録されている生徒、先生なので、まあ温度が37度でしたっけか、あれば何かピピピッとかって鳴ると思うけども、この下の方の公民館とかファガスの方は誰が判断するのか、それとも自動的にピピピッと鳴って教えてくれるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本望君） 峰栄館、ファガスにつきましては入り口付近に設置しまして、そこである一定の体温以上が検温された場合は音が出るように設定できるタイプということで考えております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 分かりました。もう一つ学校のエアコンの件ですけども、前にエアコンをつける、つけないという話の時にですね、まあつける日数が28度から30度いったのが片手ぐらい、まあ片手ではない、両手ぐらいの日にちしかなかったというふうな状況の中の報告があったわけですね。で、まあ今回コロナ対策ということでつけるなということは私は言いませんけれども、非常に高すぎると。こんだけ、おそらく大型の何だ、クーラーっていうか、そういう機械だと思うわけですけども、むしろですね30万円程度の家庭用の大型サイズのやつを部屋に2個ずつつけた方が、むしろ安上がりなんではないかなと。30万円の二六、12台ずつ、12台か、1個、1個当たりですね。その方が安上がりになるしですね、メンテナンス費用もこの後かからないわけですよ。まあか

からないわけではないけども、相当安くなるわけです。大型の機器を入れると、当然その保守、維持管理費がかかるわけで、将来にわたってそれが負担なってくるし、エアコンなんていうのはたぶん10年かそこらでまた取り替えることになるわけですね。そうした場合に、こういうふうな大きい設備をやるということは、メンテナンスの点で非常に私は効率が悪いのではないかなど。その辺、設計とかでですね、そっちが30台入れた方が安いのか、大型の方が安いのかということ比べてですね出してもらいたいと、判断してもらいたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり結構高額なつり下げ型のエアコン機器を設置しようということで、今回のこの予算を計上してございます。で、まず今予算計上の段階でございますので、この後実際の設計等の段階で、私どもが予定しているこの大型のものがよろしいのか、もう少し費用の安いものを複数つけるものでも対応できるのか、そこら辺も検討してみたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 23ページについてちょっと伺います。消防費。消防費ですけれども、ちょっと私、説明がちょっとどこの所でどうであったのかなっていうのがあるんですけども、段ボール用ベッド、全協で説明があって見ました。大変頑丈で立派なものですけれども、あれが何台で、各体育館にそれぞれ何台ずつ用意する計画なのかということと、それから段ボールは分かりました。そのほかの段ボールで、例えば授乳中が隔離されないとすごいね、おっぱい与えにくいとかそういうふうなものが災難の報道で必ずこれが出てきますので、授乳室とかそういうのを用意してるんでしょうか。お願いします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の質問に対し、答弁を求めます。内山防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 見上議員の質問にお答えいたします。

先ほど、段ボールベッドですが、一応8避難所の収用スペースが5,801㎡となっておりますので、そこに設置する2,000個を予定しております。それに伴って段ボールのパーティションということで、こちらは500個ということでパーティションを準備しております。そのほか感染予防ということで保護テントということで、そちらは家族とか老人の1世

帯、家族とかの避難に対して保護テントということで1,500個を予定しております。こちらは赤ちゃんの授乳とかそういうのにも使えますので、で、8避難所に対してそれぞれの収用面積がありますので、こちらを加味しながら全部このような数を揃えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 12ページの電子計算費の所の備品購入費のウェブ用会議のパソコンとございますけれども、私よく中身分からなのですが、これはこの会議のみに使われるパソコンなんのでしょうか。それと併せて、どの程度の頻度でこれ使われるものかです。もしこれ使われないのであれば、普段の普通の業務にも使えるようなパソコンなのかです。そこら付近を詳しく教えていただきたいと思います。

また、16ページの下の方の夢プランの所の負担金補助金の件ですけれども、令和3年度分が前倒しで計画されたということでございますが、事業内容について詳しく教えていただければと。

以上2点お願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、私の方から電算費の方の備品購入費につきまして、皆川議員の質問にお答えいたします。

こちらの方のウェブ会議用のパソコンなんですけれども、現在、役場の庁舎の中で職員が使っているパソコンですけれども、基幹系、内部系、インターネット系というふうに3つ大きく分かれております。で、今、インターネット系と言われているパソコンは各課に一、二台ほど設置しているんですけれども、そちらの方の全てのパソコンがインターネットの出入り口としまして県のセキュリティアクラウドというものを經由しております。ただ、県のセキュリティアクラウドですけれども、そちらの方も通信に係る通ったり出たりする容量というものがございまして、例えばズームとかそういったウェブ会議上のソフトを動かすとなると、正常に動かなくてエラーが起きます。それを改善するために、ウェブ会議に使えるパソコンを今この役場の中のWi-Fi環境を使いましてセキュリティアクラウドを通さない環境で使うために、このウェブ会議用パソコンを大体各課に1台ほど割り当てたいということで、購入費の方をあげております。こちらの方ですけれども、今の既存のインターネットの方の接続している機器なんですけれども、各課

に一、二台というふうなものを利用するとなりますと、その会議を行っている際にほかの職員が外部からの、県や市町村の場合は内部系というL G W A Nという回線を使ったメールで来るんですけども、一般企業とかの場合は普通のインターネットを介してのメールでのやりとりとなりますので、そちらの方のメール等を使った業務も一切できなくなってしまうので、ウェブ会議用のものを大体各課に1台程度配置したいということで計上している予算でございます。

○議長（門脇直樹君） 浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 皆川議員の2問目の夢プラン応援事業補助金の件で回答いたします。

今回前倒しになった人たちは、2経営体の方たちが任意の収穫機、こちらの方を準備するという事業に対しての補助金ということになっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 夢プランの方で再度お伺いいたします。先ほどの副町長からの予算説明の中で前倒しということでございましたので、令和3年度分の事業計画がもう既になされておったのかですね、まあそこら付近ちょっと分からなかったんで今お聞きしたんですが、どういった手法をもってこの事業を把握して、まあ来年度計画してるのが今年になっちゃったのかですね、そこら付近の経緯と内容をですね、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） 夢プランについては県の方といろいろやりとりしてまして、次年度に事業要望することについては、毎年9月までの締め切りで対応してるんですけども、それ以前にもう手挙げたいという人がいたということから、県の方でも、じゃあ令和3年度の方の事業を前倒ししたいということだったので、この2人の農家については今回前倒しして採用したいということで要望した次第であります。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほど質問した中身なんですけれども、ちょっと8避難所2,000個ベッドとか、それから感染予防1,500とかありましたけれども、この8避難所、まあこの数を決めるに当たって8避難所にどのくらい収容できるかとか、その見積もりから出

てきたと思いますので、その8避難所はどこなのかと、それから、その8避難所にそれぞれのくらのものを収納するつもりなのか、それの一覧表を後で出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 後で提出願います。

ほかに質疑ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 23ページの14節工事請負費、避難所バリアフリー改修工事ですけども、すいません、ちょっと私聞き落としたかもしれませんので、これどことどの改修工事なんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 3番議員の質問に対し、答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

バリアフリー化の工事箇所ですけども、旧埴川小学校と旧岩館小学校の2カ所です。ここに段差がありまして、やはりそこはやはり高齢者の方も避難するということの前提で、できるだけバリアフリー化したいと、こういう工事の内容です。

○議長（門脇直樹君） 3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ファガスは避難所には含まれて。

○副町長（日沼一之君） なってます。

○3番（奈良聡子さん） 含まれてますか。それで、ファガスのエレベーターが今故障して使えない状態なんですけど、ここ直してほしいという住民もいるんですよ。ここ直さないと、もし何かあった時に例えば2階にいる人が1階に降りる場合に非常に困難伴いますので、そこも検討していただきたいんですけども。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 奈良議員のご質問にお答えします。

確かに今現在、ファガスのエレベーターは使えません。使用頻度からいって、これまでの話し合いの中では2階しかないのでは使わないというまず前提で来ておりましたけども、今、このコロナ禍で避難所もできるだけ分散型ということで数多く考えなくちゃいけないので、その辺の考えも転換しまして、今後使えるようにはしていかななくちゃいけないだろうと、こう考えております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。8番菊地 薫君。

○8番（菊地 薫君） 先ほどの山本議員の質問に関連してですが、これだけのですねコロナ対応の備品等々のこれ予算なわけですが、これがおさまってくれば、おさまってくれなきゃ困るわけですが、非常にこのですね備品の管理等々に、これどうなのかなという心配、懸念をいたしております。その中で、このエアコンでありますけれども、先ほど教育長が夏場の、夏休み中の云々と言われましたけれども、このエアコンというのは冷暖両用なのかどうか。また、もう夏場に限った利用のためのエアコン設置なのかですね、そこら辺ちょっと詳細教えていただけませんか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今回用意するエアコンにつきましては、補助金の名目がコロナ感染対策ということで、夏季休業中、来年度の夏休み中にコロナの影響で授業を行わなくてはならないという、まずこれを目的としてつけるものでございますので、ただし今設置した後では、来年度、夏と言いましても、もう6月、5月下旬等から結構高温な日が続くと思いますので、そこら辺の状況に応じて使用をすることになると思っております。あと、エアコンでするので冷暖ともに可能なものでございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 先ほどの奈良議員の質問に対し、答弁漏れがあったので補足したいということです。成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田拓也君） 大変申し訳ありませんでした。大事な予算の積算の所を説明漏れしてしまいました。

いわゆる1,940万円の内訳かと思えます。こちらにつきましては、対象予定施設の9施設ですね過去5年間の宿泊数が観光統計で出ております。その合計から10月から来年2月までの5カ月間というところの平均をとりまして、3,900泊というものを切り上げて4,000泊というところを基準としまして、そのうち食事なしの方を5%程度見込みました。200泊掛ける2,000円で40万円、残りの95%を食事付きの5,000円の方を3,800泊ということで1,900万円、合わせまして1,940万円ということで積算しております。

以上です。大変申し訳ありませんでした。

○議長（門脇直樹君） よろしいですか。

○3番（奈良聡子さん） はい。

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時25分より再開いたします。

午後 2時18分 休 憩

.....
午後 2時24分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第9、議案第57号、令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） 議案第57号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,924万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,289万2,000円とする。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金（包括・任意事業） 2 節過年度分に503万円を追加するものです。これは令和元年度の事業確定による精算であります。

4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費負担金 2 節過年度分に230万3,000円を追加するものです。これも令和元年度事業確定による精算であります。2 目地域支援事業支援交付金 2 節過年度分の 4 万1,000円の追加ですが、これも事業確定による精算であります。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金 2 節過年度分186万1,000円の追加ですが、これも事業確定による精算です。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（包括・任意事業） 2 節過年度分251万4,000円、これも事業確定による精算であります。

次の 8 ページ・ 9 ページをご覧ください。

8 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 節繰越金、前年度繰越金に5,749万8,000円を追加するもので、これも事業確定による精算であります。

以上が歳入となります。

10ページ・ 11ページをご覧ください。

歳出です。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金22節償還金利子及び割引料、細説 8 国県支出金等過年度分返納金のうちの返還金2,613万1,000円は、事業確定の追加であります。

6 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金27節繰出金1,356万4,000円は、事業確定による一般会計への繰出金となります。

8 款予備費 1 項予備費 1 目予備費18節予備費2,955万2,000円は、歳入歳出調整のための増であります。

以上のおおりに、全て令和元年度事業確定によるものであります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第58号、令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第58号を説明いたします。

令和2年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ429万1,000円とするものです。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをお願いいたします。

歳入です。3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金として令和元年度の精算に伴って前年度繰越金の2分の1を繰り入れするもので、59万7,000円を追加いたします。追加補正です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。1款事業費1項総務費1目一般管理費27節繰出金、一般会計への繰出金として前年度の繰越金の2分の1を一般会計へ繰り出すための補正でございます。59万7,000円の追加補正でございます。

以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門脇直樹君) 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第59号、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長(堀江広智君) 議案第59号についてご説明いたします。

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ588万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,056万1,000円とする。

令和2年9月2日提出

八峰町長 森 田 新一郎

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入になります。1款診療報酬1項外来収入2目歯科診療報酬収入1節歯科診療報酬収入に360万円を追加するものです。これは歳出との調整のためです。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金228万6,000円は、これも歳出との調整のためです。

8ページ・9ページをご覧ください。

歳出になります。1款総務費1項施設管理費1目医科一般管理費1報酬、2の委員等報酬、非常勤医師報酬808万円の減は、現在の三木医師が退任されることから減額するものであります。

また、細節3会計年度任用職員報酬630万3,000円は、10月から着任します石岡先生の

報酬600万円と送迎回数が増えることによります運転手の報酬30万3,000円であります。
3節職員手当等42万2,000円の増は、医師と運転手の期末手当であります。これらは細節の説明欄にあるとおり、職員2名の分となります。

10節需用費11万9,000円の増は、石岡先生の白衣等の購入分となります。11節手数料は、診療時間が変わることから、現在の診療所の看板を立て替える看板代となります。

また、17節備品購入費131万7,000円は、空気清浄機11台分87万7,000円と非接触検温器1台44万円で、国のコロナ対策としての医療機関・薬局等感染拡大防止対策事業の対象でありまして、1医療機関当たり100万円を上限として10分の10の国の補助対象となるものです。国の二次補正で県の国保連が事業主体として実施される事業であります。今回の補正で計上しておりますこの事業の対象となります備品の一覧を参考資料としてタブレットに載せてありますので、ご確認ください。

なお、事業が採択し次第、歳入の組み替えを行う予定であります。

2目歯科一般管理費11節備品購入費40万1,000円は、空気清浄機1台27万5,000円と先生のオンライン会議用のタブレット1台6万1,000円、スリッパ除菌機1台6万5,000円分で、これも国のコロナ対策費の補助対象事業であります。

2款医業費1項医業費、歯科医業費11役務費4手数料360万円は、歯の補填物に使用されます金属パラジウムの価格が倍以上に高騰したための増額であります。

17節備品購入費62万1,000円の増は、口腔外バキューム3台62万1,000円、これもコロナ対策の国からの補助で購入する補助対象であります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（門脇直樹君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番皆川鉄也君。

○11番（皆川鉄也君） 二、三お伺いいたします。

報酬の中で、先ほど先生の分は分かりましたが、この運転手というのはバスの運転手ですか、それとも先生のお抱えの運転手になる方でしょうか。そこをひとつ教えていただきたいと思います。もしこれが従来の運転手さんの報酬だとすれば、先生の通勤手当等はないのでしょうか。そこら付近も併せてお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀江福祉保健課長。

○福祉保健課長（堀江広智君） ただいまの皆川議員の質問にお答えします。

運転手とは、現在バスの運転されてます運転手の方の分であります。

それから、通勤費等は職員と同じに扱いますので、通勤費は先生の方にはついており
ます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決すること
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可
決されました。

日程第12、発議第8号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木議会事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） それでは、私の方から発議第8号を説明させていただきます。

発議第8号

令和2年9月2日

八峰町議会議長 門 脇 直 樹 様

提出者 八峰町議会議員 芹 田 正 嗣

賛成者 八峰町議会議員 腰 山 良 悦

同じく賛成者 同 上 水 木 壽 保

〃 〃 奈 良 聡 子

〃 〃 芦 崎 達 美

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提
出します。

提案理由は、令和元年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審査す

るためでございます。

別紙の決算特別委員会の設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は、「地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定による。」
もので。

目的は「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第60号、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第61号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第70号、令和元年度八峰町当診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計10議案の認定についてです。

設置の期間は、令和2年9月2日から同年9月11日までです。

委員の定数は、11名です。

令和元年度決算審査に関する決算特別委員会分科会所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項及び各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。教育産業建設分科会におきましては、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に属する事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項であります。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君、6番芹田正嗣君、7番見上政子さん、8番菊地 薫君、9番笠原吉範君、10番芦

崎達美君、11番皆川鉄也君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思いません。

午後 2時43分 休 憩

午後 2時44分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第13、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には1番水木壽保君、副委員長には9番笠原吉範君が互選されました。

日程第14、議案第60号、令和元年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第61号、令和元年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第62号、令和元年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第63号、令和元年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第64号、令和元年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第65号、令和元年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第66号、令和元年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第67号、令和元年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第68号、令和元年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第69号、令和元年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第70号、令和元年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第25、陳情第4号、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択について

てを議題とします。

本件については、先の6月定例会において総務民生常任委員会に付託となり継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。水木総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（水木壽保君） ご報告いたします。

令和2年度6月八峰町議会定例議会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択についての陳情を7月2日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、現状において、アメリカの保護なく日本の安全は維持できないなど一部異論はありましたが、賛成多数で採択と決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（門脇直樹君） 委員長はしばしお待ちください。

これより陳情第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

委員長は席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第4号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第4号、日米地位協定の抜本的な見直しを求める意見書の採択についてを採択することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、陳情第4号は採択とすることに決定されました。

日程第26、陳情第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27、陳情第7号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月8日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時51分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 8 番 菊 地 薫

同 署名議員 9 番 笠 原 吉 範

同 署名議員 10 番 芦 崎 達 美

